

(1) 就労を通じた自立支援のための取組

【現状と課題】

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職である（法務省「第一次再犯防止推進計画より※以下、国計画）など、犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響する重要な要素である。しかし、一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足等により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くある。

【意見】

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、支援対象者と信頼関係を築きながら、本人の意向や適性、生育歴などをしっかりと踏まえたきめ細やかで継続的な就労支援が求められる。

(2) 住居の確保を通じた自立支援のための取組

【現状と課題】

適当な帰住先（刑事施設を出所後に住む場所）が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率（出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合）が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている（国計画より）。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、更生支援を推進する上で最も重要な要素の一つと言える。

住居確保のためには本人に対する支援をはじめ、住居提供体制の確保・充実を図る必要がある。

【意見】

居住支援法人が主として行っている、住宅確保要配慮者（生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々）に対して契約手続の同行支援や入居後の状況確認などを行う住まい確保支援事業が充実することが求められる。

また、住宅確保要配慮者に対して入居を拒まない賃貸住宅を増やすため、家主や不動産事業者への理解促進を図ることが求められる。

(3) 高齢者又は障害のある者等への支援

【現状と課題】

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっている（国計画より）。

福祉や医療の支援を必要としている高齢者や障害者に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースが考えられる。

また、福祉支援が必要な対象者の中には、本人およびその家族において、どこに相談したら良いかわからないような複雑化・複合化した課題を抱えている場合がある。

【意見】

適切な福祉サービスの利用は、生活の充実や安定を確保するとともに、地域社会の一員として自立や社会参加、孤立の解消を図ることにもつながるため、関係機関や地域の協力のもと、一人一人の状況に応じた適切な保健・福祉サービスの提供を行うことが求められる。

複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、重層的支援体制整備事業を推進し、早期発見のためのアウトリーチ機能の拡充、支援機関の連携の強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組むことが求められる。

(4) 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状と課題】

全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は減少傾向にあるものの、未だ年間7,000人を超えています。また、薬物事犯の中でも大麻事犯の検挙人員は8年連続で増加するなど過去最多を更新している（法務省「令和4年版犯罪白書」）。

薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症患者である場合もあり、更生に向けた支援のみならず、薬物依存症からの回復に向けた継続的な治療・支援を受けることが重要となる。

【意見】

薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える者に対し、身近な相談体制を確立するとともに、回復のための治療の促進や正しい知識を持つことができるよう、関係機関と連携を図りながら、地域社会において途切れることのない継続的な支援を実施していくことが求められる。

(5) 安全・安心なまちづくりの実現のための取組

【現状と課題】

令和3年の区における刑法犯認知件数は2,828件であり、10年前の平成24年の7,467件と比べ、62.1%減となっている（令和4年度版練馬区統計書より）。件数から見ると、治安は良くなっていると言えるが、未だに高齢者を狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が発生するなど、区民の安全・安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない状況にある。引き続き、安全で安心なまちの実現のため、各種防犯対策の強化が求められている。

【意見】

引き続き区・区民・警察などの関係機関と連携して、効果的なパトロール活動や広報活動等を実施し、安全・安心なまちづくりの実現が求められる。

また、地域における人と人とのつながりの希薄化は「周囲への無関心」、「見て見ぬふり」など、地域社会の犯罪を防止する力の低下に直結する。地域のつながりを強固なものにしていくことで、お互いが助け、支え合うことができる環境をつくることが求められる。

(6) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

【現状と課題】

全国の高等学校への進学率は98.8%であるが、少年院入院者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後、高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、中学卒業後に高等学校に進学した少年院入院者の56.9%が高等学校を中退している状況にある（国計画より）。

子どもが非行に及ぶ要因として、家庭環境や生活環境、社会環境等が大きく影響を与えていることが考えられる。

【意見】

いじめや不登校、虐待、貧困等、子どもを取り巻く環境が深刻化する中、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援等、悩みや不安を抱える子どもが誰一人取り残されないために、学校・家庭・地域・行政が連携し、一人一人の特性に応じた支援を推進していくことが求められる。

(7) 民間協力者の活動の促進等のための取組

【現状と課題】

犯罪をした者等の立ち直りにあたっては、指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの地道な活動により支えられている。

しかし、近年では保護司をはじめとする民間協力者の高齢化の進行、担い手不足、地域における人間関係の希薄化などによって、同様の体制の確保や活動が難しい状況にある。

【意見】

民間協力者による地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、保護司をはじめとする民間協力者の人材確保や活動場所等の支援を推進していくことが求められる。

また、区が旗振り役となり、民間協力者をはじめ、関係機関、庁内各部署等と横断的な連携体制を築き、再犯防止を推進していくことが求められる。

(8) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。しかし、「社会を明るくする運動」をはじめ更生支援に関する施策や保護司をはじめとする民間協力者の活動は、区民等にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、区民に十分に認知されていないことなどの課題がある。

【意見】

「社会を明るくする運動」をはじめ更生支援に関する施策や民間協力者の活動が区民・在勤者・在学者等に十分に認知され、犯罪をした者等が孤立することなく地域社会において立ち返っていくことができるよう広報・啓発活動を推進していくことが求められる。